

環技審第17号
令和5年3月6日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称)福島北風力発電事業に係る環境影響評価準備書について（答申）

令和4年12月6日付け環対第390号で諮問がありましたことについては、別紙のとおりです。

(仮称) 福島北風力発電事業 環境影響評価準備書に係る答申

1 全般的事項

- (1) 本事業は福島県内で実施される事業であることから、本事業による宮城県内への自然環境への影響は小さいことが想定される。一方、風力発電設備は大規模施設であることから、宮城県内においても渡り鳥や景観への配慮について慎重な対応が求められる。
- このことから、後述する個別的事項を踏まえ、事業実施による周辺の自然環境や生活環境への影響を適切に調査、予測及び評価した上で、本事業の実施による影響を回避又は十分に低減するよう検討すること。
- (2) 本事業の周辺で複数の風力発電事業が計画されていることから、本事業との累積的な環境影響が懸念される風力発電事業については、今後、環境影響評価図書等の公開情報の収集や当該事業者との情報収集に努め、累積的な環境影響について適切な評価を行うこと。
- (3) 環境への影響に関して新たな事実が判明した場合においては、必要に応じて適切な措置を講ずること。
- (4) 事業区域周辺の住民、関係自治体である白石市及び関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別的事項

- (1) 動物
- イ 猛禽類及び渡り鳥の調査結果について、飛翔軌跡が定点調査地点に依存している。評価書作成に当たっては、事業区域を含む広範囲での猛禽類の渡りに関するヒアリングを関係団体等に実施し、調査結果を補完した上で、事業区域を通過する飛翔軌跡と主要な渡りルートを比較した評価すること。
- ロ 猛禽類及び渡り鳥の調査結果について、定点調査地点によって累積観察時間にばらつきがあり、観察時間が短い地点においては、過小評価となっているおそれがある。関係団体等の観察データによって調査結果を補完し、飛翔軌跡の空間的な分布を均一化するよう努め、衝突確率を再評価すること。
- (2) 景観
- 評価書の作成に当たり、萬歳楽山などの主要な眺望点における主要な眺望方向を平面図に示すこと。また、主要な眺望点において、主要な眺望方向から風力発電設備を眺望する方向が何度ずれているのかを明示すること。

(3) 人と自然との触れ合いの活動の場

萬歳楽山及び萬歳稻荷神社におけるバックグラウンドノイズの構成を調査した上で、静穏性を満たしているか評価すること。